

## 道路整備財源の確保等に関する重点提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
2. 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、その整備に当たっては、大規模災害時における代替性の確保や広域的な医療サービスの提供等、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで、早期完成を図ること。
3. 道路・橋梁等の耐震化、老朽化に伴う維持管理・更新等に対する財政措置及び技術的支援を充実すること。

特に、道路法施行規則第4条の5の2に基づく道路の維持又は修繕に係る経費については、十分な財政措置を講じること。